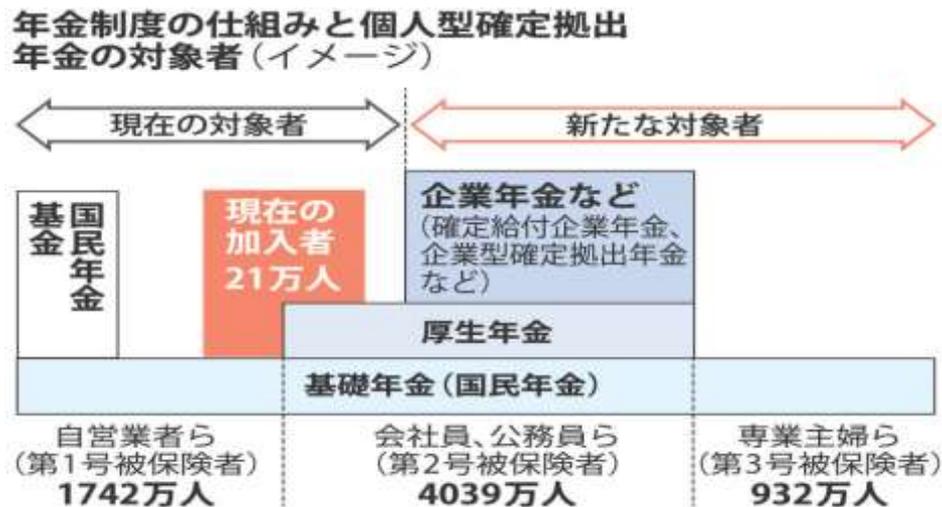


## 個人型確定拠出年金

# 公務員や専業主婦に対象拡大 メリットは税優遇 デメリット、運用リスク

毎日新聞 2016年8月31日



個人型確定拠出年金の対象拡大が決まり、各金融機関は詳しいパンフレットを作って加入者の呼び込みを図っている。

私的年金の一つ「確定拠出年金制度」の拡充を図る法律が先の通常国会で成立した。現在は自営業者など加入対象が限定されているが、来年1月から原則としてすべての現役世代が加入できるようになる。税制優遇が大きなメリットだが、加入者自身が金融機関と商品を選んで運用しなければならず、リスクを負うこともある。【有田浩子】

公的年金制度には全国民共通の基礎年金（国民年金）と、サラリーマンや公務員などが加入する厚生年金がある。私的年金はこれに上乘せする年金で、自営業者らが自主的に加入する国民年金基金や、企業ごとに運営する確定給付企業年金、企業や個人が掛け金を積み立てる確定拠出年金などがある＝表参照。

確定拠出年金は2001年に、米国の内国歳入法401条k項に基づく年金制度をモデルにつくられ、「日本版401k」とも呼ばれる。納めた保険料に応じた年金を受け取る公的年金と異なり、掛け金を運用し、将来の年金額が決まる。企業が掛け金を出す「企業型」と個人で加入する「個人型」がある。企業型も運用は従業員個人が行う。

企業型の加入者は比較的規模の大きい会社を中心に約505万人いるのに対し、個人型はこれまで自営業者や企業年金のない会社員に限られていたこともあって約21万人にとどまっている。来年1月から「個人型」に公務員や専業主婦、すでに企業年金に入っている人などが加わる。約2600万人対象者が増えるとされる。

加入者は、銀行や証券会社などを選び、その運営管理機関が提示する商品の中から選ぶ。金融機関によって提示する商品の種類や数は異なるが、平均20本程度が示される。

リスクや収益性の異なる商品がさまざまあるが、(1) 定期預金や保険商品など、満期まで加入すれば元本と利息が受け取れる元本保証型と、(2) 国内外の債券や株式など、リスクもあれば運用益も大きい、元本保証型以外—の二つに大別できる。商品の種類を変更したり、リスク分散のために複数の商品を組み合わせる運用したりできる。原則として60歳になるまで中途脱退は認められず、加入期間によって受け取れる年齢が決まる。

最大のメリットは税制優遇だ。毎月の掛け金は全額所得控除されるため、2万円ずつ掛け金を出した場合、所得税率が20%（課税所得330万～695万円）、住民税率10%とすると年間7万2000円の節税となる。また、運用益は非課税で、受け取る際にも税制優遇措置がある。ただし、加入時の手数料や毎年数千円の口座管理費など各種手数料がある。

掛け金には上限があり、個人型は最大年額81万6000円（月額6万8000円）。企業型では年額66万円（月額5万5000円）までで、企業型に加入したうえで個人型を始める場合も限度額がそれぞれ決まっている。

今回の改正では、対象者の拡大のほか、18年1月からは掛け金をボーナス時にまとめて払うこともできるようになる。また、中小企業が企業型に加入しやすいよう、加入手続きを簡素化した簡易型の創設や、100人未満の小規模な企業で個人型に加入している社員に、企業が掛け金を追加できるようにすることなども検討されており、18年6月までに実施される。

## 公的年金縮小 自助努力促す

政府が確定拠出年金を拡充するのは、公的年金の給付水準の低下が見込まれるからだ。今後30年間で厚生年金は2割、国民年金は3割下がる見通し。私的年金加入という「自助努力」によって老後の資金確保を促す狙いがある。

公的年金の財政状況は5年ごとに検証し、年金の給付水準見通しが現役世代の手取り収入との比較で示されている。

2014年度の財政検証によると、現在の厚生年金の水準は現役世代の収入の62・7%だが、43年度には50・6%まで低下するとしており、30年で2割目減りする計算だ。

給付水準が下がるのは、少子化によって保険料を負担する現役世代の数が長期にわたって減っていくためだ。確定拠出年金制度の拡充は、現役時代から将来に備えるための方策の一つといえる。

一方、政府は、将来の年金支給水準の目減りを抑えるため、現在の年金支給額の伸びを抑える法案を提出しており、秋の臨時国会での成立を目指す。また、10月には、年金の受取額を増やすため厚生年金の加入対象者の拡大も実施する。週20時間以上、従業員501人以上の企業で働き月収8万8000円以上（年収105万円以上）の約25万人の

新規加入を見込む。さらなる対象拡大や、国民年金の保険料を納める期間の延長も検討する方針だ。

日本年金機構の示すモデル世帯（夫が厚生年金に40年間、妻が専業主婦で国民年金40年間加入）では、受取額は14年11月現在、月22万6000円。実際の受取額はそれより低く、国民年金だけだと、1人当たり平均5万円台にとどまる。

## 無年金対策実施 来年9月分から 政府

朝日新聞 2016年8月31日

公的年金の受給に必要な加入期間を現行の25年から10年に短くする無年金者対策について、政府は来年9月に始める方針を決めた。対象者は約64万人。予算は年度ベースで約650億円を見込む。関連法案を秋の臨時国会に提出する。

加入期間は保険料の支払期間で、免除された期間も含む。この期間が通算10年以上なら、来年10月に9月分、それ以降は偶数月に2カ月分が一括支給される。厚生労働省によると、65歳以上で年金をもらえていない約40万人が新たに受給できるようになる。60代前半で特例的に厚生年金を受け取れるようになる人らも約24万人が受給対象になる。

この無年金者対策は消費税率を10%に引き上げると同時に実施する計画だったが、政府は8月にまとめた経済対策案に盛り込み、増税延期にもかかわらず2017年度中の実施を決めた。厚労省は17年秋からの支給を求めたが、支出を抑えたい財務省が18年2月からの支給を主張。調整が続いていた。

## 9月から年金保険料アップ 給与明細のどこを見るべき？

日経 WOMAN 2016年8月31日

この機会に給与明細の見方の基本を覚えよう

お金を貯めることが最大の目的になって、「貯蓄疲れ」していませんか？働く女性の相談を受けることが多いFPの加藤梨里さんが、これまで受けた相談を紹介しながら、お金やライフプランの課題を解決していく「お金が増える！使い方講座」連載。第8回の今回は、9月から引き上げられる厚生年金保険の保険料について。私たちのお給料の手取りにもかかわるところですから、ぜひチェックしておきましょう。

厚生年金の保険料はいくら上がる？

こんにちは。ファイナンシャルプランナーの加藤梨里です。あっという間に 8 月ももう終わり。9 月は秋への季節の変わり目であり、お金の面での節目でもあります。そのひとつが厚生年金の保険料。

9 月から、厚生年金保険の保険料が引き上げられるって知っていましたか？ 今月分（2016 年 8 月分）までは 17.828%（一般被保険者）という保険料率だったのですが、これが 18.182%にアップします。

といっても、料率の数字を見ただけではどれくらいの負担なのか、いまひとつピンとこない人が多いのではないのでしょうか。そこで保険料の金額をみてみましょう。厚生年金の保険料は、おおよその月収の平均である標準報酬月額に料率をかけた金額です。たとえば月収が 20 万円の人なら、現在の保険料は 17.828%をかけた月 3 万 5656 円です。このうち半分は勤務先の会社が負担しますので、自己負担は 1 万 7828 円です。9 月分から料率が 18.182%にアップすると、自己負担は 1 万 8182 円になります。月に約 350 円の負担増ということになります。一見小さな金額ですが、1 年分にすると約 4000 円ですから、意外と侮れませんよね。

そして、負担アップはこれだけではありません！ ボーナス時の保険料もアップするのです。次のページでお話しします。

## 実は毎年アップしていた保険料率

厚生年金保険料は、毎月の給与だけでなくボーナスからも天引きされます。保険料は賞与の額に料率をかけて計算されますが、こちらの料率も 18.182%（一般被保険者）にアップします。夏と冬のボーナス額が同じなら、次の冬のボーナス時には、今年の夏のボーナス時よりも保険料が増えることになります。ボーナスの金額が毎月の給与よりも高い人は、こちらの負担増も覚悟しておきましょう。

実は、厚生年金の保険料率は毎年アップしています。これは 2004 年の法律改正で保険料水準固定方式というものが導入されたためで、毎年 0.354%ずつ引き上げられてきました。来年 9 月には 18.3%へとアップする予定です。その後の料率は固定される予定ですが、これまでもじわりじわりと保険料の負担は大きくなってきていたのです。

にもかかわらず、自分の厚生年金保険料がいくらなのかわからないという人は少なくありません。お勤めの方は厚生年金はじめ社会保険料や税金を勤務先が計算して、給与から天引きしてくれるので、自分で意識する機会があまりないためです。天引き額は給与明細に記載されているのですが、その見方もよくわからないという人もいます。厚生年金保険料アップのこのタイミングに、ぜひ一度給与明細の見方も確認しておきましょう。

## 給与明細の確認すべき項目は

給与明細の書式は勤務先によってさまざまですが、必ず記載されているのが給与の支給額とその詳細、そして天引きの金額と内訳です。それぞれ「支給欄」、「控除欄」と大きく分類されています。厚生年金保険料は「控除欄」のなかに記載されます。ここに書かれている金額が現在の保険料です。

保険料は毎年、4月から6月の収入をベースに9月に改訂されます。ですから、8月分の保険料までは昨年4~6月の収入ベース、9月分の保険料からは今年の4~6月の収入ベースで計算されます。昨年の春と今年の春で収入が変わった人は、冒頭にお話した保険料率のアップとは別に、9月分からは計算のもとになる標準報酬も変わります。

なお9月分の保険料は、一般的には10月支給の給与で天引きされます。9月に受け取る給与明細までは前月と変わらない人が多いと思いますが、10月に受け取る給与明細では、厚生年金保険料の天引き額が変わっている可能性があります。10月になって手取りが少なくなったと慌てないよう、今から意識しておきたいものですね。

そして、確認しておきたい項目は、保険料だけではありません。

## 社会保険・税金の天引きもチェックを

厚生年金の保険料がわかったら、ついでにほかの天引き額も確認しておきましょう。給与明細の控除欄には、ほかに雇用保険料、健康保険料、40歳以上の人は介護保険料も記載されています。また、これらを合計した「社会保険料合計額」が記載されていることもあります。さらに、所得税と住民税も記載されています。

お給料日には手取りの収入額は意識しますが、その前に天引きされている項目のことはあまり意識しないもの。改めてみると、お給料からさまざまなものが引かれていることがわかるはず。そして、厚生年金保険料は天引きされる項目のなかでも特に金額が

高いことに驚くことでしょう。9月分からはその厚生年金保険料がアップするわけです。月に数百円という規模ですが、同じように働いていて手取りが減るのはつらいもの。特に、毎月の家計のやりくりがきつい人、なかなか貯蓄ができない人にとっては痛手です。保険料のアップによって自分にとっての負担額がいくら増えるのかを確認して、今のうちからその対策も考えておきたいものですね。